

よくある質問

質問	回答
電子契約は必須ですか。	必須ではありません。紙による契約締結も可能です。
費用負担はありますか。	ありません。メールアドレスがあれば利用できます。
電子契約利用申出書の契約締結権限者は代表者でなければいけないですか。	契約締結権限者は代表者に限定するものではありません。社内規程により、部長、課長などが契約締結権限を有している場合は、その方々の氏名、メールアドレスを記載してください。
担当者の記載は必須ですか。	担当者の記載は任意です。契約締結権限者のみ申請いただくことは可能です。
契約保証は銀行保証を利用しますが、電子契約はできますか？	電子契約は利用できます。この場合、オンライン申請システムにて申請後、契約締結日までに、保証証書の原本を速やかに窓口へ提出してください。